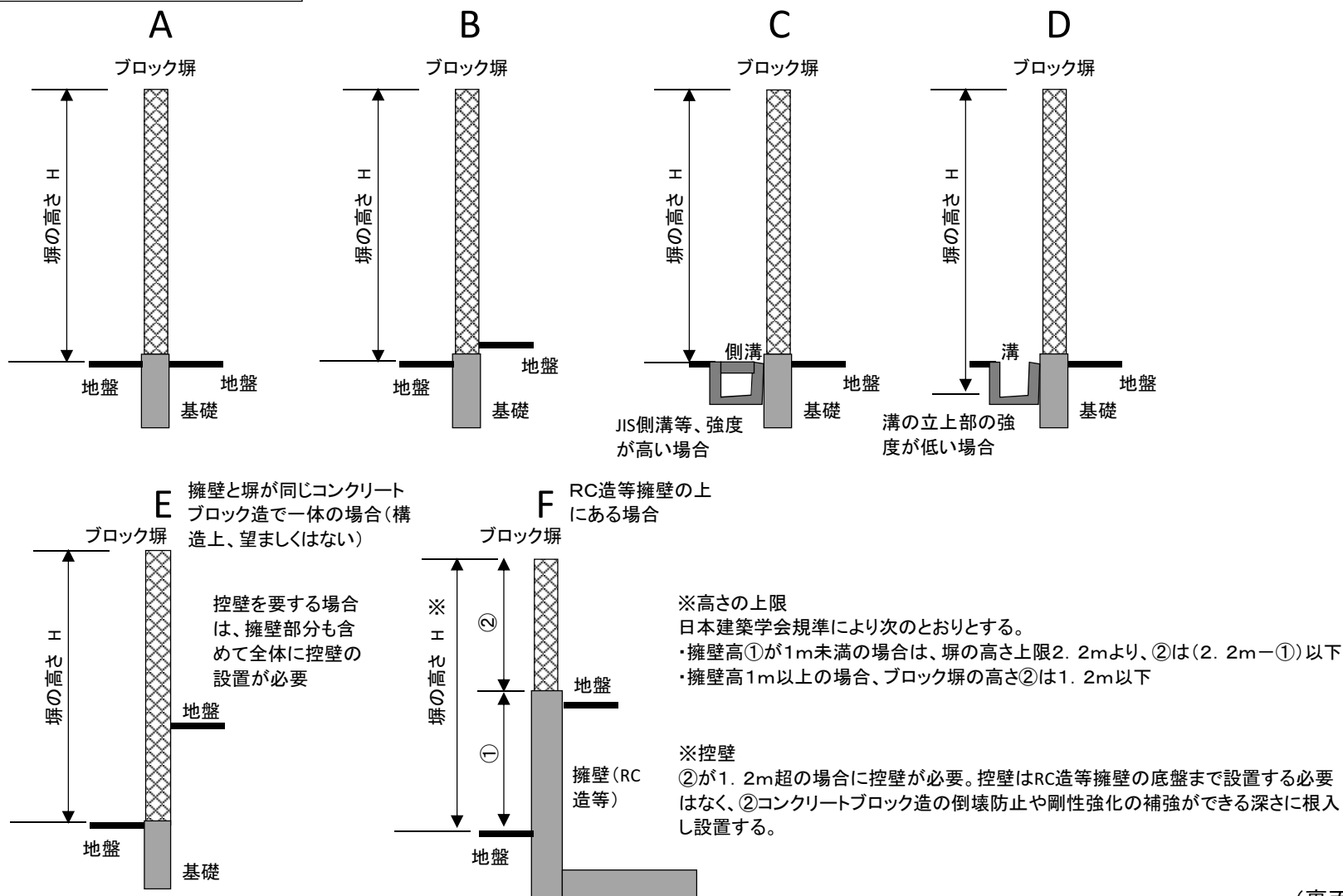


建築物の塀(ブロック塀等)について 2018年8月

2018年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。ブロック塀等の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、地震への備えとして、日頃から異常がないか点検することが重要であると共に、点検の結果、基準不適合や老朽化等で危険性がある場合は、補修・撤去・やり替え等が必要です。建築士及び工事施工業者の皆様におかれては専門家の立場での所有者等への助言、設計、施工等にご尽力いただけますようお願いいたします。なお岡山県内特定行政庁の、塀の高さの取扱い等は次のとおりですのでお知らせします。

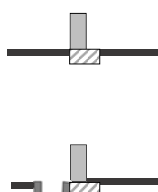
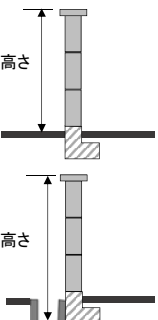
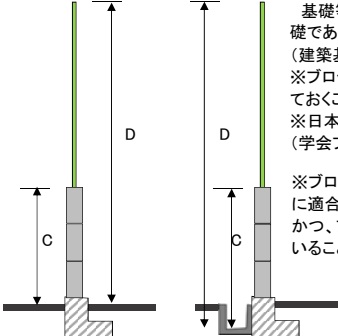
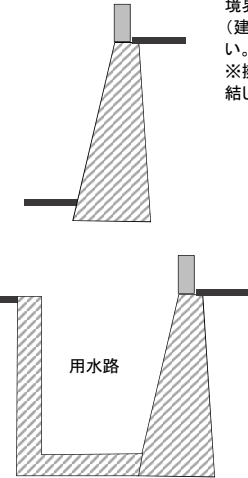
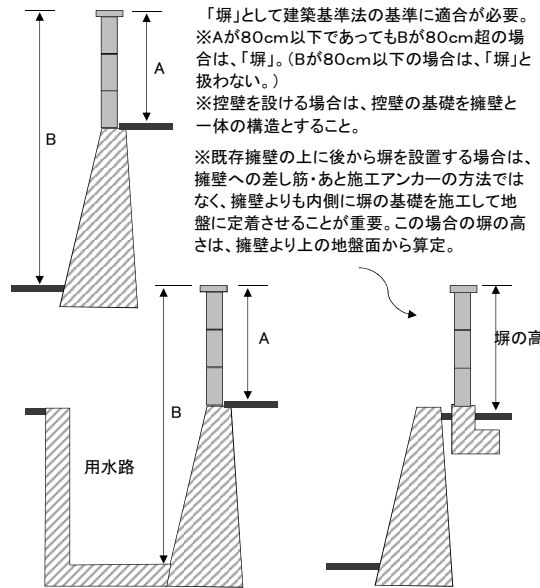
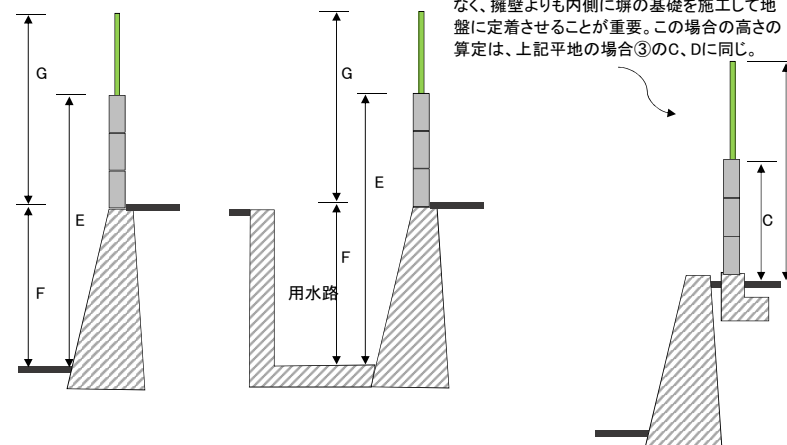
岡山県・岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・新見市

1 ブロック塀の高さの扱いについて



(裏面あり)

2 背の低いコンクリートブロック構造物等の取扱い

	① ブロック1段	② ブロック3段程度(高さ80cm以下)	③ 上部が連続ネットフェンスのもの ※ネットフェンス以外(目隠しフェンス等)や組込フェンスの場合の取扱いは異なる。
平地の場合	 境界ブロックであり、「塀」と扱わない。 (建築基準法の塀の基準を適用しない。) ※コンクリート等の基礎で地盤に定着させることが重要。	 基礎及び笠木も含めて高さ80cm以下は境界の仕切りであり、「塀」と扱わない。 (建築基準法の塀の基準を適用しない。) ※コンクリート等基礎に鉄筋で緊結して倒壊を防止しておくことが重要。 ※高さ80cm超は「塀」として建築基準法の基準に適合が必要。	 基礎等も含めてブロック部分の高さCが80cm以下はフェンスの基礎であり、「塀」と扱わない。 (建築基準法の塀の基準を適用しない。) ※ブロック部分をコンクリート等基礎に鉄筋で緊結して倒壊を防止しておくことが重要。 ※日本建築学会規準(金属製フェンス付きブロック塀の構造・配筋(学会フェンス付きブロック規準))に準ずることが望ましい。 ※ブロック部分の高さCが80cm超は「塀」として建築基準法の基準に適合が必要。フェンス頂部までの高さDが2.2m以下であること。 かつ、フェンス+ブロックが学会フェンス付きブロック規準に準拠していること。
擁壁の上の場合	 境界ブロックであり、「塀」と扱わない。 (建築基準法の塀の基準を適用しない。) ※擁壁、コンクリート等基礎に鉄筋で緊結して落下を防止しておくことが重要。	 「塀」として建築基準法の基準に適合が必要。 ※Aが80cm以下であってもBが80cm超の場合は、「塀」。(Bが80cm以下の場合は、「塀」と扱わない。) ※控壁を設ける場合は、控壁の基礎を擁壁と一体の構造とすること。 ※既存擁壁の上に後から塀を設置する場合は、擁壁への差し筋・あと施工アンカーの方法ではなく、擁壁よりも内側に塀の基礎を施工して地盤に定着させることが重要。この場合の塀の高さは、擁壁より上の地盤面から算定。	 「塀」として建築基準法の基準に適合が必要。 ※Eが80cm超の場合は「塀」と扱う。(Eが80cm以下の場合は、「塀」と扱わない。) ※Fが1m未満の場合は、Gは(2.2m-F)以下、Fが1m以上の場合はGは1.2m以下であること。 ※フェンス+ブロックは学会フェンス付きブロック規準にも準拠していること。 ※控壁を設ける場合は、控壁の基礎を擁壁と一体の構造とすること。 ※既存擁壁の上に後から塀を設置する場合は、擁壁への差し筋・あと施工アンカーの方法ではなく、擁壁よりも内側に塀の基礎を施工して地盤に定着させることが重要。この場合の高さの算定は、上記平地の場合③のC、Dに同じ。